

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
<p>VII-1-1</p> <p>「国土交通省直轄の」の文言削除</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>① 適用範囲等</p> <p>1 適用範囲 この基準書は、<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">国土交通省直轄の</span>土木事業における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。</p> <p>2 設計書の作成 設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。</p> <p>3 用語の定義</p> <p>(1) 「技術者」とは、電気通信技術者をいう。 (2) 「技術員」とは、電気通信技術員をいう。 (3) 「技術者等」とは、電気通信技術者及び電気通信技術員をいう。</p> <p style="text-align: center;">VII-1-1</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>① 適用範囲等</p> <p>1 適用範囲 この基準書は、土木事業における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。</p> <p>2 設計書の作成 設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。</p> <p>3 用語の定義</p> <p>(1) 「技術者」とは、電気通信技術者をいう。 (2) 「技術員」とは、電気通信技術員をいう。 (3) 「技術者等」とは、電気通信技術者及び電気通信技術員をいう。</p> <p style="text-align: center;">VII-1-1</p>

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉市
<p>VII-2-8</p> <p>3労務費(2) (イ)「賃金実態調査単価」を「設計単価編 労務単価」に記載変更</p> <p>(ロ)「公共工事設計労務単価」を「設計単価編 労務単価」に記載変更</p>	<p>④ 直接工事費</p> <p>1 総 則 この算定基準は、直接工事費の内、材料費、労務費、直接経費、輸送費の算定に係る必要な事項を定めたものである。直接工事費の構成は、下記のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR     A[直接工事費] --- B[材料費]     A --- C[労務費]     A --- D[直接経費]     A --- E[輸送費]             </pre> </div> <p>ただし、「第4章①市場単価方式による価格の算定」に示すものには適用しない。</p> <p>2 材 料 費 材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 数 量 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p>(2) 価 格 価格は、原則として、入札時における市場価格とするものとし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から施工現場までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。</p> <p>3 労 務 費 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 所要人員 所要人員は、原則として、施工現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。</p> <p>(2) 労務資金 労務資金は、工事作業に直接従事した技術労働者及び技能労働者に支払われる資金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいう。</p> <p>基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる資金を割増資金といい、割増資金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。</p> <p>基本給は、次によるものとする。</p> <p>(イ) 技術労務費 電気通信技術者及び技術員の資金をいい、「賃金実態調査単価」とする。</p> <p>(ロ) 技能労務費 「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。</p> <p>4 直接経費 以下に示す他は「土木工事標準積算基準書第1編第2章③直接経費」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">VII-2-8</p>	<p>④ 直接工事費</p> <p>1. 総 則 この算定基準は、直接工事費の内、材料費、労務費、直接経費、輸送費の算定に係る必要な事項を定めたものである。直接工事費の構成は、下記のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR     A[直接工事費] --- B[材料費]     A --- C[労務費]     A --- D[直接経費]     A --- E[輸送費]             </pre> </div> <p>ただし、「第4章①市場単価方式による価格の算定」に示すものには適用しない。</p> <p>2. 材 料 費 材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 数 量 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p>(2) 価 格 価格は、原則として、入札時における市場価格とするものとし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から施工現場までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。</p> <p>3. 労 務 費 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 所要人員 所要人員は、原則として、施工現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。</p> <p>(2) 労務資金 労務資金は、工事作業に直接従事した技術労働者及び技能労働者に支払われる資金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいう。</p> <p>基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる資金を割増資金といい、割増資金は、受持下時間及び条件によって加算するものとする。</p> <p>基本給は、次によるものとする。</p> <p>(イ) 技術労務費 電気通信技術者及び技術員の資金をいい、「設計単価編 労務単価」とする。</p> <p>(ロ) 技能労務費 「設計単価編 労務単価」等を使用するものとする。</p> <p>4. 直接経費 以下に示す他は「土木工事標準積算基準書第1編第2章③直接経費」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">VII-2-8</p>